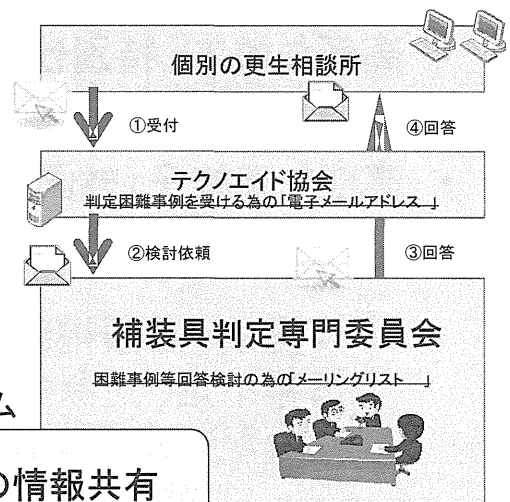


## 先行研究・調査・活動から得られた課題

### 2. 全国身更相所長協議会「補装具判定専門委員会」によるQ&A(H23-25)からの知見

- ④基準解釈が更生相談所によってまちまちである
- ⑤更生相談所が判定にかかる細かい算定方法(修理基準・機能加算)の解釈に困っている



## 先行研究・調査・活動から得られた課題

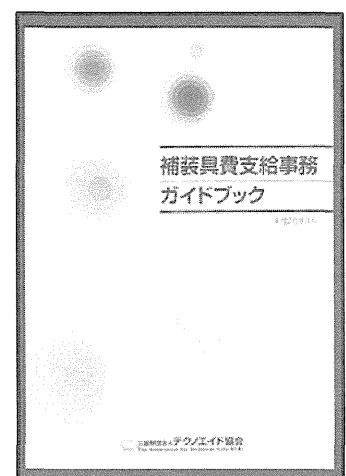
### 3. 補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究からの知見

平成24年度障害者総合福祉推進事業(テクノエイド協会)

- ⑥補装具のことを理解するマニュアルが欲しい
- ⑦医師意見書の記載不備が多い
- ⑧市町村によって支給決定の判断が異なる
- ⑨更生相談所、市町村、製作業者で支給制度の統一した理解が必要である



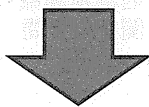
更生相談所、意見書作成医師、市町村、補装具業者等で制度の共通理解が必要



26年3月

# 更生相談所における補装具判定の考え方 費用算定の基準となるもの

1. 補装具費支給事務取扱指針について
2. 義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費事務取扱要領
3. 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準



解釈と理解  
各更生相談所による地域差  
担当職員の職種・経験による差

+

機器の開発と素材・  
作製方法の進歩＝  
文言が現状と乖離

現在行っている研究

## 補装具費支給判定Q&Aマニュアルの作成

目的

- 補装具判定における地域格差の是正、基準解釈の違いを少なくし、公平・公正な判定の考え方の理解、円滑な判定に資する

A更生相談所・自治体

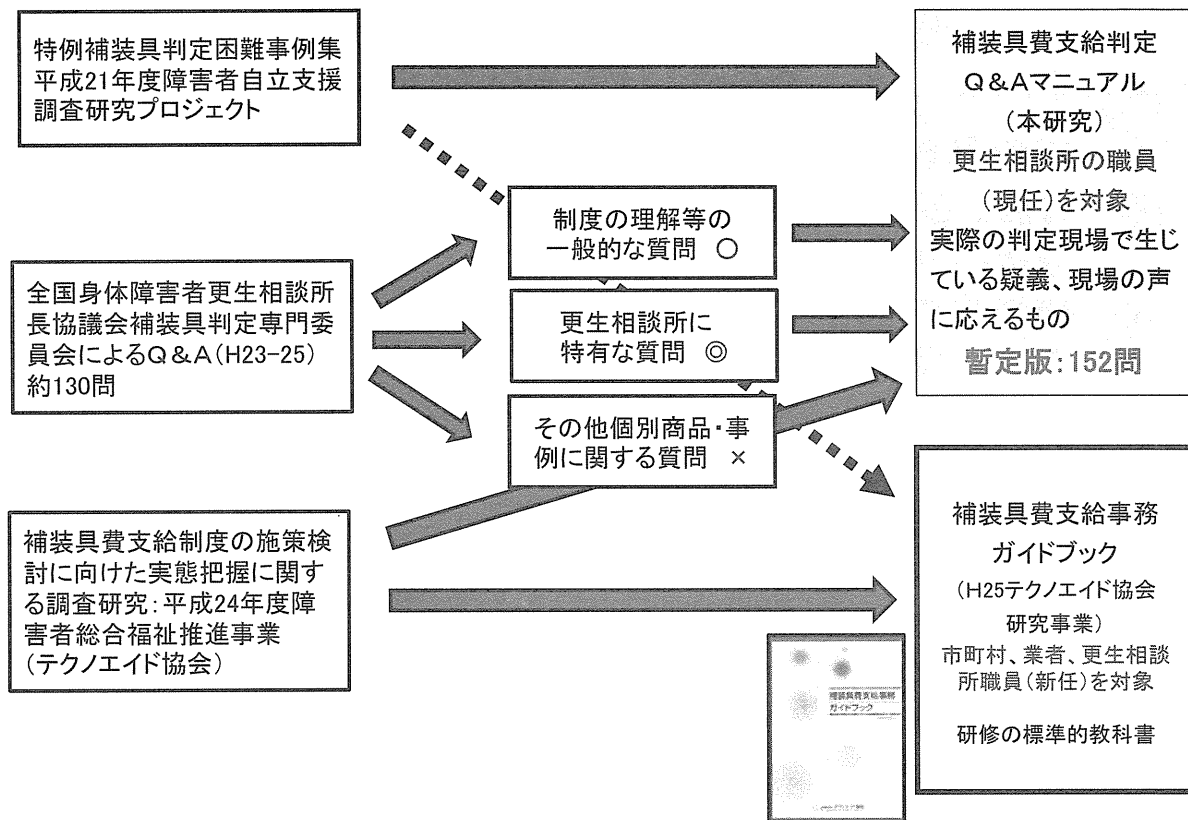
車椅子2台  
座位保持装置2台  
まで認めます

?

B更生相談所・自治体

車椅子と座位保持装置の  
併給は認めません

## Q & Aマニュアルの位置付け

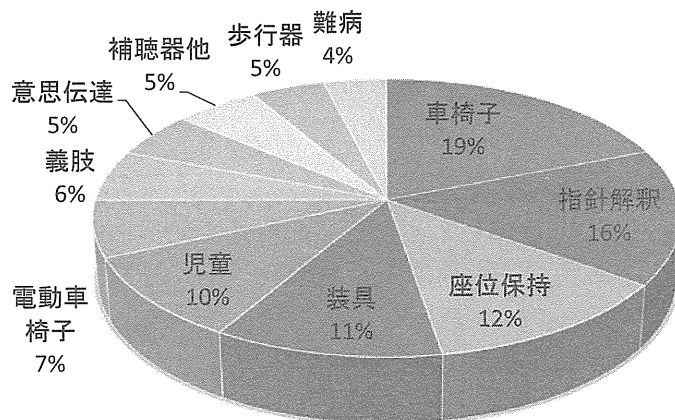


## Q & Aの内訳 全152問

1. 補装具費支給事務取扱指針にみる疑義解釈:24問
2. 補装具費事務取扱要領および補装具費の額の算定等に関する基準にみる疑義解釈:128問

### <種目別>

- 義肢 9問
- 装具 17問
- 車椅子 29問
- 電動車椅子 10問
- 座位保持装置 19問
- 歩行器 7問
- 意思伝達装置 8問
- 補聴器その他 8問
- 児童補装具 15問
- 難病の考え方 6問



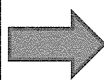
## Q & A 例

- Q 特例補装具における「真にやむを得ない事情」の考え方を教えてください
- A 補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められないものです。特例補装具における「真にやむを得ない」要件とは、その用具、機能がなければ生活、就労、就学が困難であるかどうか、その用具を使わないことで痛みや褥瘡、変形が発生するリスクが高いなど、医学的な問題が生じる可能性を踏まえて判断するとよいでしょう。

- Q 「あれば便利」と思われる機能を差額自己負担で付加することは可能でしょうか？

- A 車椅子を例にとると、使用頻度が少ないリクライニング機能や必要以上に高機能なクッション、自力でハンドブレーキが操作できる方のフットブレーキなど、医学的な見地からは「必要ではない」と判断される機能を希望する場合には、その機能の分につき修理基準額の全額自己負担での対応とするのが適当です。

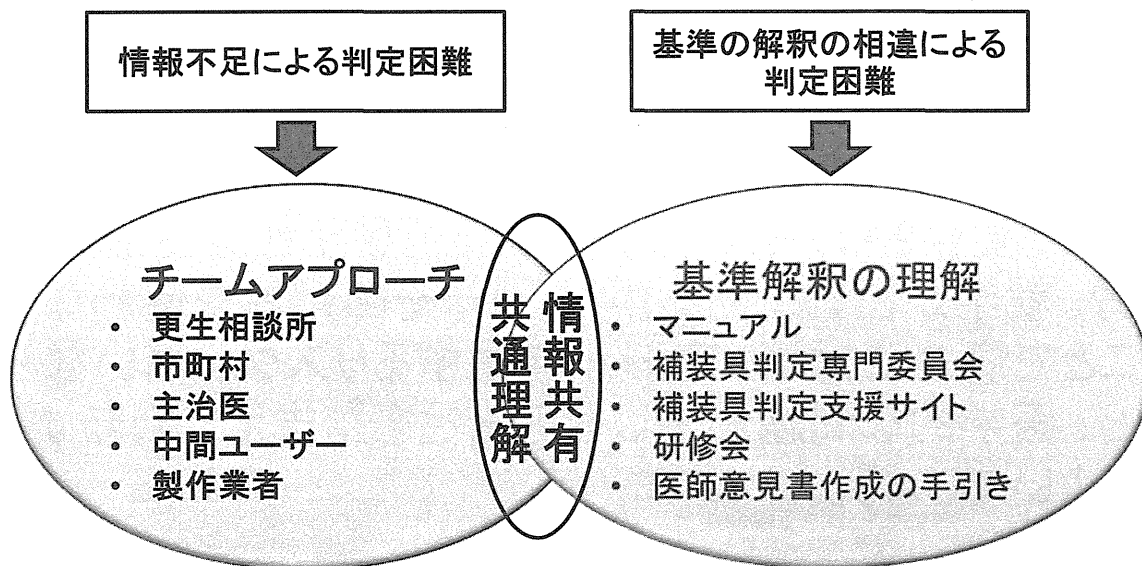
使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合差額自己負担 ○



普通型車椅子の適応  
差額自己負担でスポーツタイプの車椅子にする

# まとめ

判定困難事例を生じさせないために  
＝支給決定までが円滑・納品までの時間短縮  
ユーザーへの適切な補装具支給



更生相談所の技術的知識・判定力向上がベースになることは言うまでもありません

## ご清聴どうもありがとうございました



平成25年4月新築オープン 宮城県リハビリテーション支援センター  
in 教育・福祉複合施設「まなウエルみやぎ」

# 障害者施策における 補装具支給制度の現状と課題など

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
企画課 自立支援振興室

福祉用具専門官 加藤晴喜

0

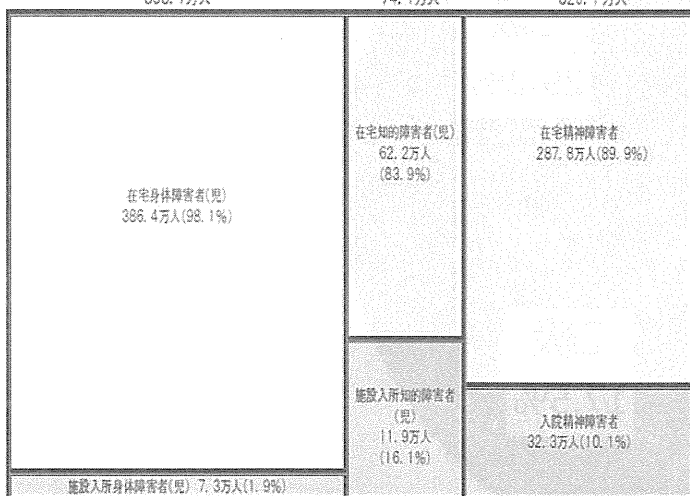
## 障害者の数

- 障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。
- そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

### (在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
うち在宅 736.4万人(93.5%)  
うち施設入所 51.5万人(6.5%)

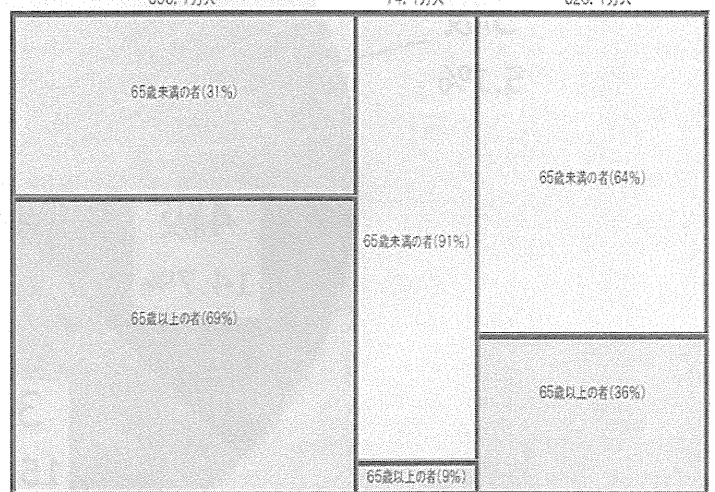
身体障害者(児) 393.7万人  
知的障害者(児) 74.1万人  
精神障害者 320.1万人



### (年齢別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
うち65歳未満 50%  
うち65歳以上 50%

身体障害者(児) 393.7万人  
知的障害者(児) 74.1万人  
精神障害者 320.1万人



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大崎市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

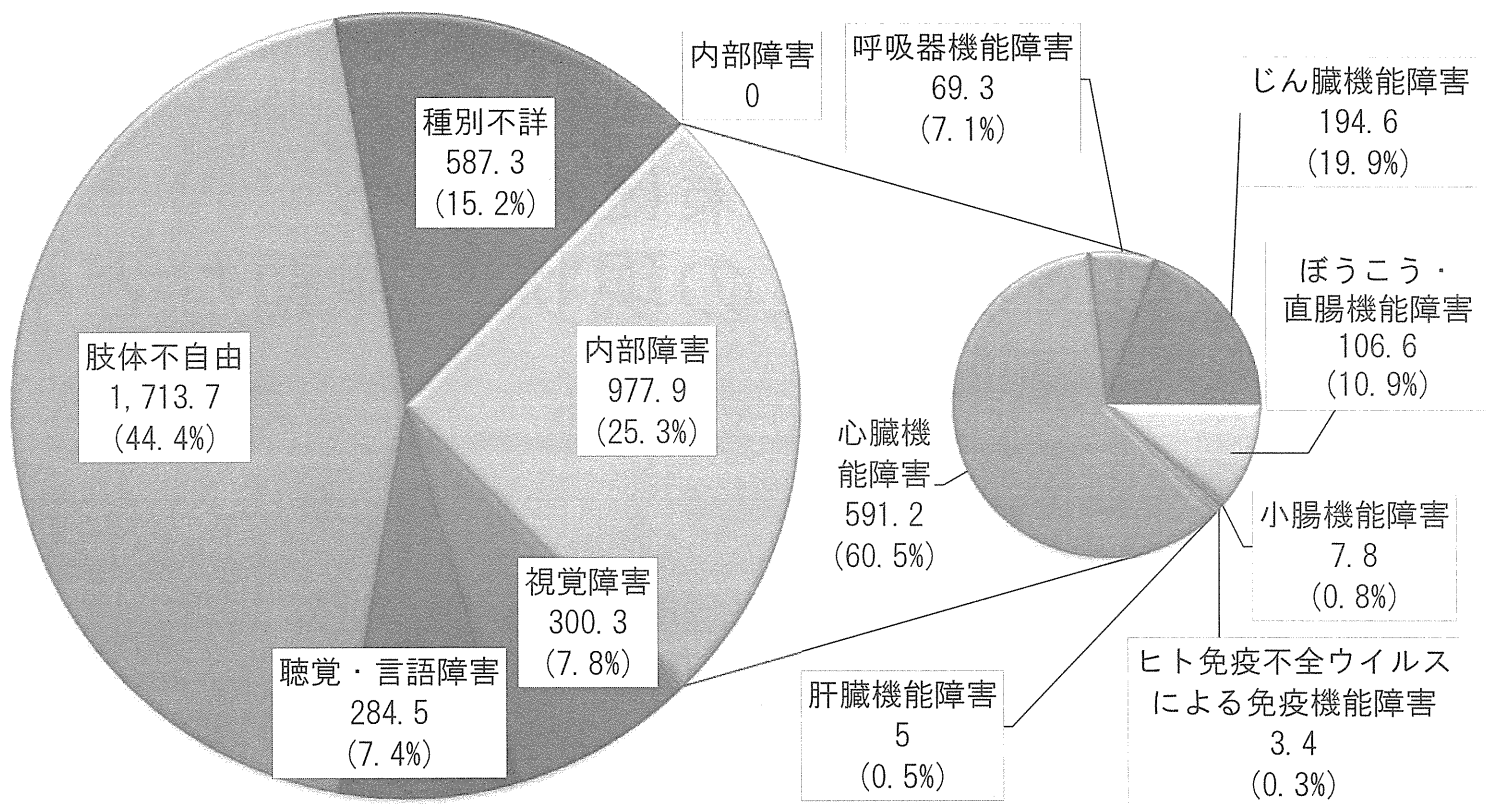
※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

# 障害の種類別に見た身体障害児・者数

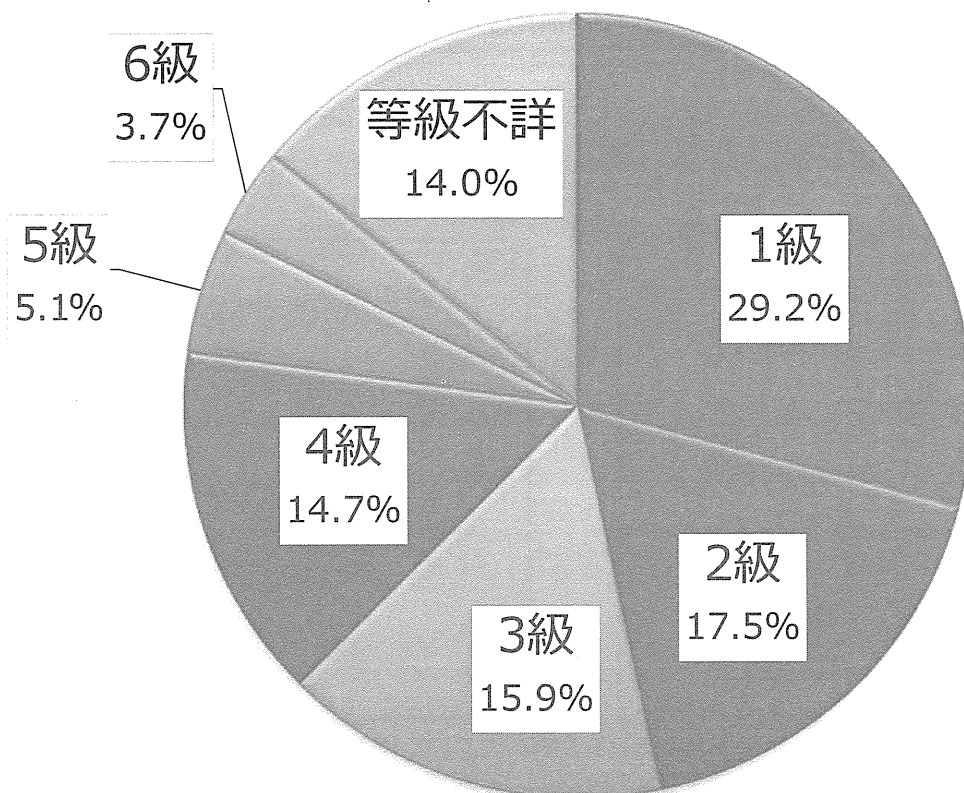
(単位:千人)



※ H23生活のしづらさなどに関する調査 (「第7表 身体障害者手帳所持者数、身体障害の種類・障害等級別」より)

2

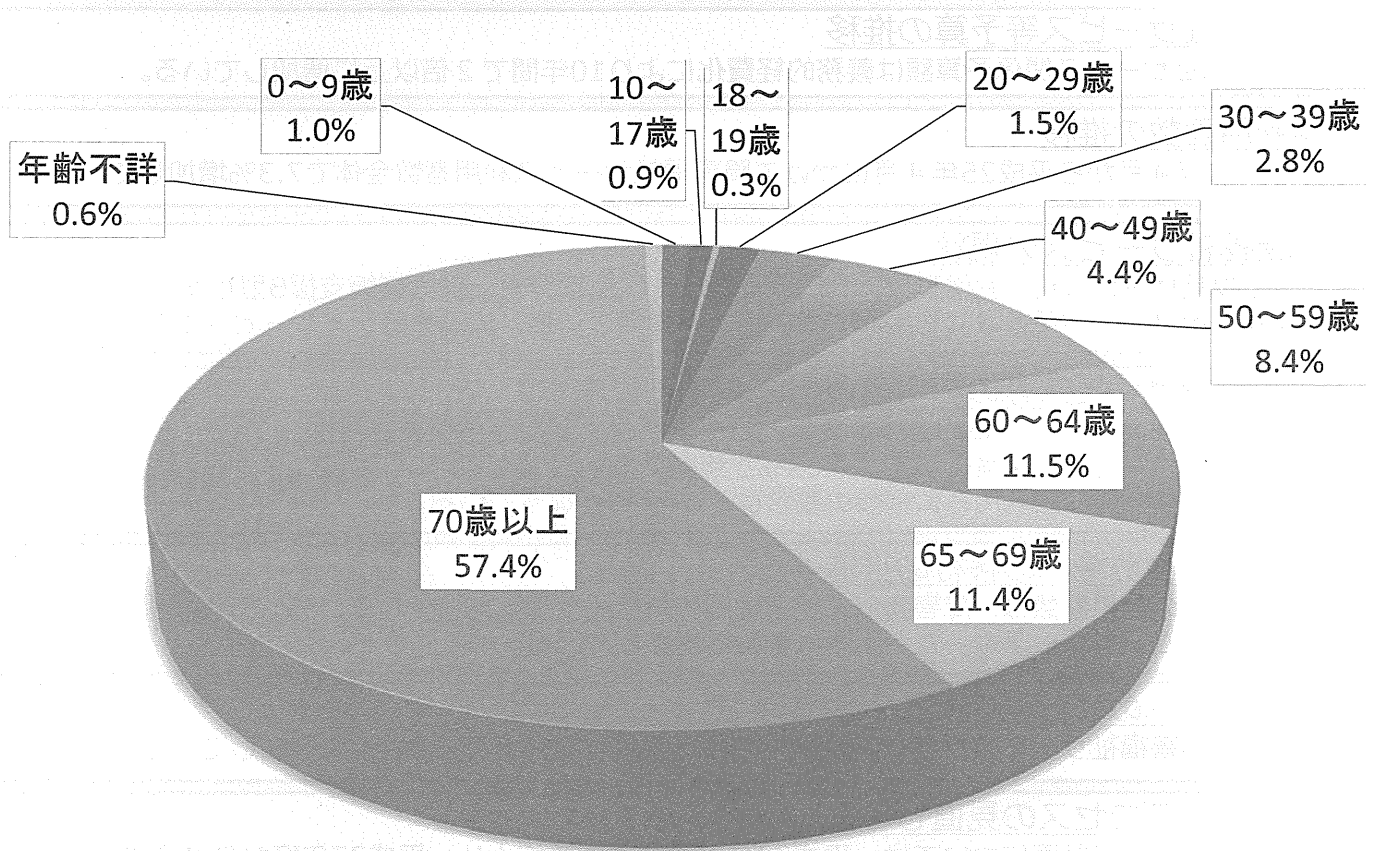
# 身体障害者手帳の等級別に見た割合



※ H23生活のしづらさなどに関する調査 (「第7表 身体障害者手帳所持者数、身体障害の種類・障害等級別」より)

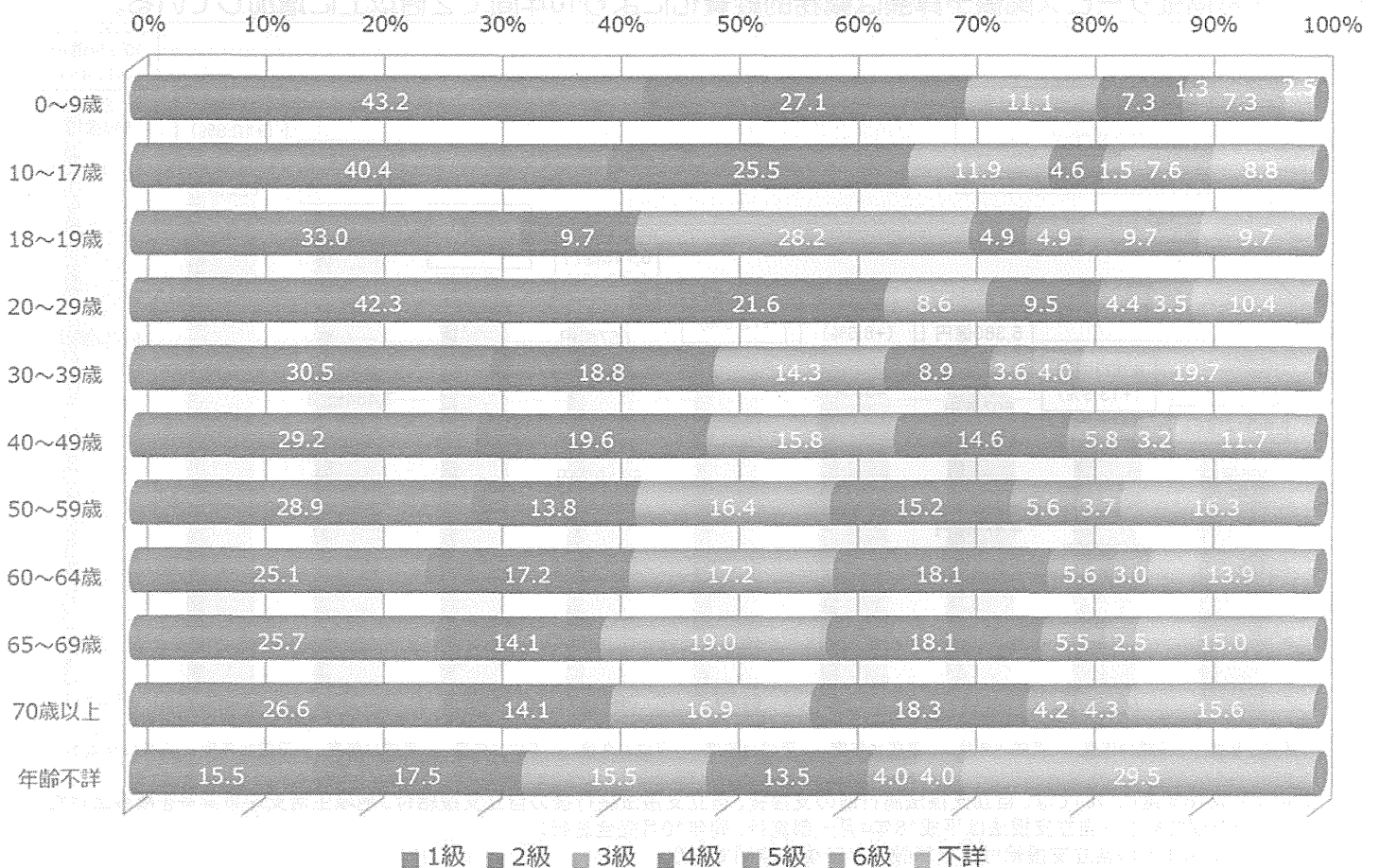
3

# 年齢階級別にみた身体障害児・者の割合



※ H23生活のしづらさなどに関する調査（「第8表 身体障害者手帳所持者数、年齢階級・性・障害等級別」より）

# 障害等級別にみた身体障害児・者の割合



※ H23生活のしづらさなどに関する調査（「第8表 身体障害者手帳所持者数、年齢階級・性・障害等級別」より）



# 障害福祉サービス等の現状

## ① 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。

## ② 実利用者数の推移

平成24年4月から平成25年4月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で7.3%増加している。

## ③ 障害福祉サービスの現状

障害福祉サービス延べ利用者数、利用額において、生活介護、就労継続支援B型が多い。  
障害児給付延べ利用者数、利用額において、児童発達支援、放課後等デイサービスが多い。

## ④ 障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

平成22年4月から、実質的な応能負担として低所得の利用者負担を無料化。  
障害福祉サービス利用者のうち、93.3%が無料でサービスを利用している。  
給付費全体に対する利用者負担額の割合は、0.22%となっている。

## ⑤ 施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法施行時に比べ着実に減少している。  
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

## ⑥ 一般就労への移行の現状

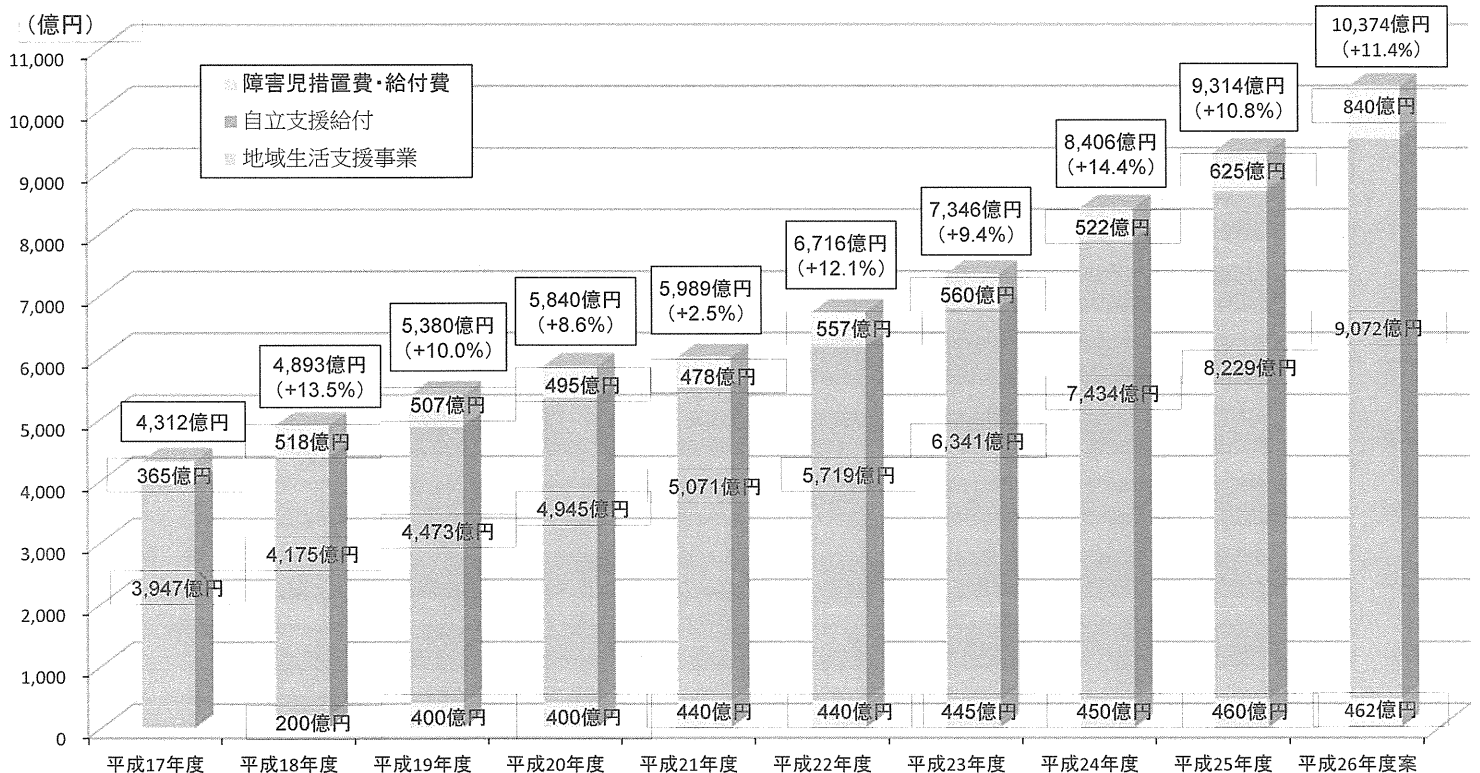
就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は約10年で4倍以上に増加している。

## ⑦ 支給決定プロセスの見直し等

サービス等利用計画については、平成24年度から対象を拡大し、平成27年度からは全ての利用者を対象とする。

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



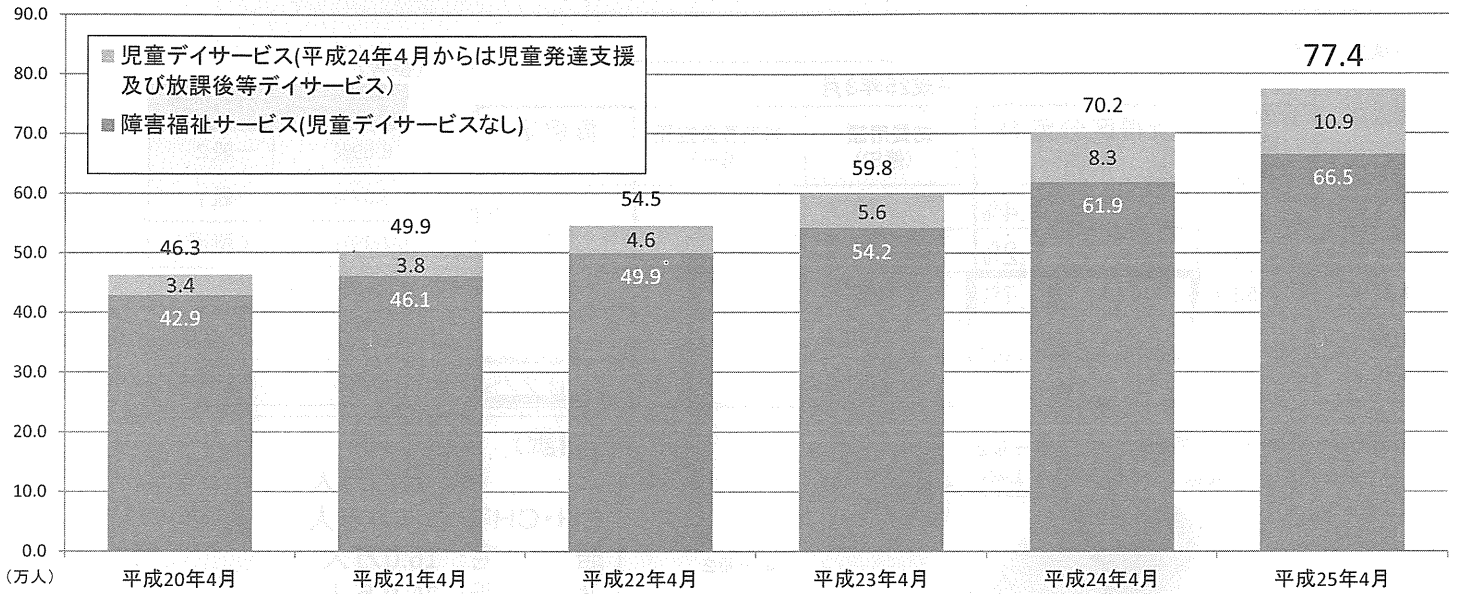
(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

# 実利用者数の推移

平成24年4月から平成25年4月にかけて、障害福祉サービス利用者数全体で7.3%増加している。



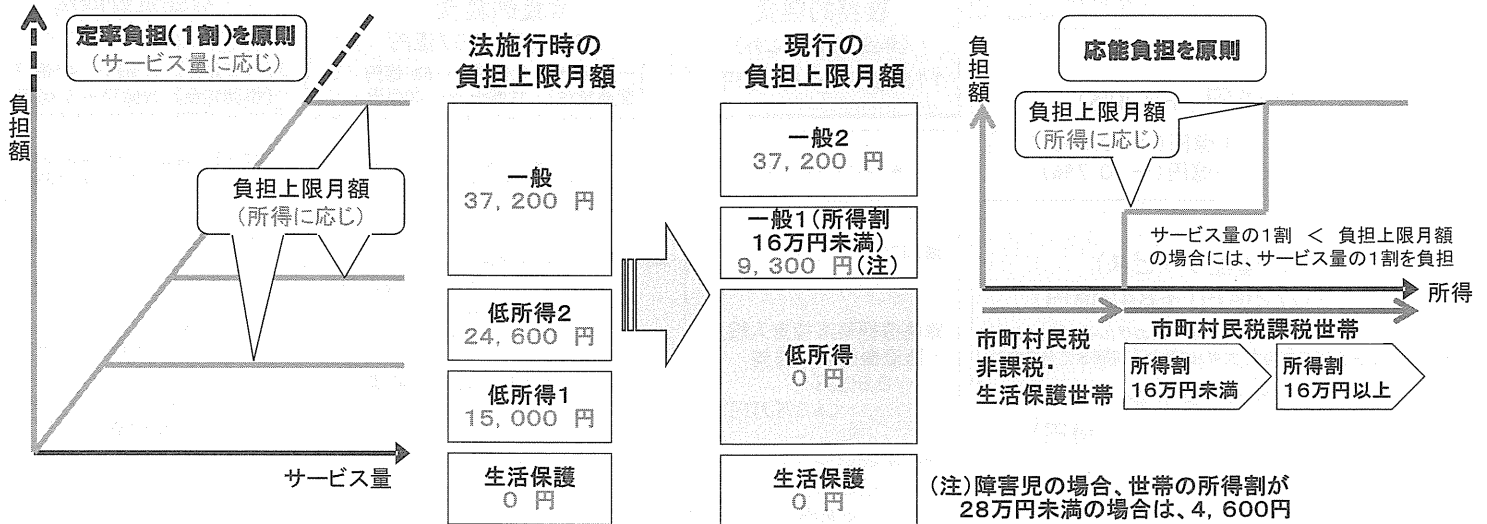
○平成24年4月→平成25年4月の伸び率(年率)..... 7.3%

このうち	身体障害者の伸び率.....	6.0%	(25年4月の利用者数)	19.3万人
	知的障害者の伸び率.....	5.8%		32.7万人
	精神障害者の伸び率.....	15.2%		12.9万人
	障害児の伸び率.....	31.3%		10.9万人

## 障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ◆ 平成18年4月からの障害者自立支援法の施行により、定率負担を原則として、所得に応じて1月当たりの負担上限月額を設定(介護保険並び)
- ◆ 平成22年4月から、実質的な応能負担として、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ◆ 平成24年4月から、法律上も応能負担を原則とすることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

※ 平成20年7月から障害者の負担上限月額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断